

平成30年度（第3回）新居浜市職員採用候補者登録試験要綱

1 受付期間

平成30年12月5日（水曜日）から12月20日（木曜日）までの執務時間中（土・日曜日を除き午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵便の場合は、締切当日（平成30年12月20日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてのみ受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
土木技術(上級)	3人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
建築技術 (職務経験者)	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
保健師(上級中級)	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。
機関長 ※注2	1人程度	渡海船業務に従事します。

※注1 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

※注2 機関長の勤務形態等について

① 勤務時間は、毎12週間につき1週間当たり38時間45分とし、次の区分により所属長が割り振ります。また、毎12週間につき24日を週休日として所属長が指定します。

甲勤務 6時～13時55分、乙勤務 13時55分～22時、丙勤務 8時30分～17時15分

② 始発便（6時20分大島発）及び終着便（21時45分大島着）の運航業務への従事があるため、**大島からの勤務開始があります。**（大島で宿泊できる施設を斡旋します。）

③ 採用後には船長として操船できるよう資格取得、研修の受講等に努めていただきます。

3 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（11参考 地方公務員法抜粋を参照）
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学歴等	年齢
土木技術(上級) ※注1	<ul style="list-style-type: none"> ・大学（土木工学関係学科）又は大学院（土木工学関係）を卒業した者 ・平成31年3月に大学（土木工学関係学科）又は大学院（土木工学関係）を卒業見込みの者 	昭和59年 4月2日以降 に生まれた者
建築技術(職務経験者) ※注2	一級建築士の資格を有する者で、建築工学関係の職務経験が直近6年中3年以上あるもの（平成31年3月31日までに3年に達する場合を含む。）	昭和54年 4月2日以降 に生まれた者
保健師(上級中級)	保健師の免許を有する者又は平成31年3月までに免許を取得する見込みの者	昭和59年 4月2日以降 に生まれた者
機関長	6級海技士（機関）以上の海技免状を有する者 又は平成31年3月までに海技免状を取得する見込みの者	昭和59年 4月2日以降 に生まれた者

※注1 上級における大学卒業（卒業見込みを含む。）の者には、高等専門学校専攻科卒業（卒業見込みを含む。）かつ学士の学位取得（取得見込みを含む。）者を含みます。

※注2 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、週37時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、週37時間の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

- ④ 「直近6年」とは、平成25年4月1日から平成31年3月31日です。「直近6年」の期間外の職務経験は、受験資格の職務経験に該当しません。
- ⑤ 試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 職務遂行に必要な一般教養及び事務能力について試験を行います。（社会人全般に求められる基本的な資質をみる試験です。いわゆる「公務員試験対策」は必要ありません。）

ただし、専門試験は試験区分に応じて職務遂行に必要な専門知識について筆記試験を行います。

※注1 試験の出題分野は、別紙を参照してください。

※注2 建築技術（職務経験者）及び機関長については、専門的知識の筆記試験は行いません。

イ パーソナリティ検査 全ての試験区分について行います。

ウ 自己アピール書 全ての試験区分について行います。

(2) 第2次試験

ア 作文試験

イ 面接試験

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成31年1月13日（日） 8時30分～15時30分 (試験区分によっては終了時間が早くなる場合があります。別紙参照)	市役所本庁舎	平成31年1月下旬に庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		

※ 第1次試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。

ただし、第1次試験合格者は除きます。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する

「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。

この名簿の有効期間は、原則として平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

(2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていない者は、採用されません。

7 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳） 179,200円 程度

中級（20歳） 159,800円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

8 受験手続

(1) 申込用紙の請求 …… 平成30年12月3日（月曜日）からお渡しします。

申込用紙は、総務部人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書し、宛先を明記して92円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

また、新居浜市ホームページから申込書と受験票を印刷することができます。申込書は、A4サイズで両面印刷してください。受験票は、切り取って提出してください。

なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入（パソコン入力不可）し、最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、総務部人事課へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、宛先を明記して82円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください。

ウ 郵便による申し込みをされた方で、平成30年12月末までに受験票が届かない場合は、人事課へご連絡ください。

9 受験手続の問合せ先

新居浜市 総務部人事課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

Tel 0897-65-1213

新居浜市ホームページ

<http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

10 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

11 参 考 (地方公務員法一抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 昼食は各自で準備してください。
- 3 新居浜市庁舎は建物内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。